



令和6年能登半島地震 住家被害認定調査のため市職員を派遣します

要 旨

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による住宅等の被害を受け、静岡県を通じて派遣の依頼があった罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定調査を支援するため、当該調査業務を行う職員を石川県穴水町へ派遣します。

概 要

1 目的

被災者支援に必要な「罹災証明書」の発行において、住家の被害程度を証明するための被害認定調査を実施するため

2 派遣期間等

1月28日(日)から2月5日(月)までの9日間(移動日を含む。)を派遣期間として、職員1名を派遣します。

なお、その後の派遣については、派遣協力の依頼状況により、調整していきます。

3 派遣職員

財務部 資産税課職員 1名

お問い合わせ先

沼津市役所 総務部 人事課
直通:055-934-4707



きらり沼津。次の100年へ